

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2025 年 6 月 27 日	
愛 知 県 知 事 殿	
提出者	
住 所 愛知県田原市白浜2号4ー7	
氏 名 日揮株式会社	
現場事務所長 田邊 真二	
電話番号 090-4716-1583	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	愛知田原バイオマス発電所建設工事 日揮株式会社現場事務所
事業場の所在地	愛知県田原市白浜2号4ー7
計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業（総合工事業 06）
② 事業の規模	300 億円
③ 従業員数	15人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	製造設備工程 → 建設汚泥 → 委託処理 中間処理「固化」 → 委託処理 最終処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

現場所長

← 処理計画統括責任者

プロジェクト部

工事管理部

設計部

環境管理チーム

処理計画作成担当

廃棄物担当

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	混合廃棄物	
	排 出 量	1,409 t	t
	(これまでに実施した取組) 工事工法を見直し、廃棄物発生量を従来より10%削減している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	混合廃棄物	
	排 出 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 工事工法の見直しを継続するとともに、工事工程の効率化を図り、 廃棄物の排出抑制を行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず： 廃木製パレットは、再度パレットに使用できる部材を選別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類：プラスチックの種類ごとに分け、原材料として再生利用できるものを分別する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 木くず：廃木製パレットは、再度パレットに使用できる部材を選別している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 廃プラスチック類：プラスチックの種類ごとに分け、原材料として再生利用できるものを分別する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) これまでに、自社で中間処理を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、自社で中間処理を行う予定はない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） これまでに、自社で埋立処分または海洋投入処分を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き、埋立処分または海洋投入処分する予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	混合廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	1,409 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	1,409 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 工事工法を見直し、廃棄物発生量を従来より10%削減している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず、廃プラ	
	全 処 理 委 託 量	0 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 工事工法の見直しを継続するとともに、工事工程の効率化を図り、 廃棄物の排出抑制を行う。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。